

貨物利用運送事業法に基づく事業の種別等揭示

2026年4月1日現在

貨物利用運送事業法第9条、第27条及び同法施行規則第13条、第25条の規定に基づき、下記の通り揭示します。

※運賃及び料金は、消費者を対象としないため省略しております。

第一種貨物利用運送事業		
利用運送機関の種類	貨物自動車運送	
業務の範囲	一般事業	
利用運送の区域又は区間	全国	
適用約款	標準貨物自動車利用運送約款	
利用運送機関の種類	内航海運	
業務の範囲	一般事業	
利用運送の区域又は区間	全国各港間	
適用約款	標準内航利用運送約款	
利用運送機関の種類	外航海運	
業務の範囲	一般事業	
利用運送の区域又は区間	国内	徳山港
	国外	アジア地域
適用約款	標準外航利用運送約款	

第二種貨物利用運送事業		
利用運送機関の種類	内航海運	
業務の範囲	一般事業	
利用運送の区域又は区間	仕立地	(別紙の通り)
	仕向地	
貨物の集配の拠点	仕立地及び仕向地周辺	
適用約款	標準内航利用運送約款	

第二種貨物利用運送事業〔内航海運〕

【別紙】

利用運送の区域又は区間

仕立地	仕向地
苫小牧	釧路
	仙台
	大洗
	東京
	名古屋
釧路	東京
八戸	名古屋
	苫小牧
仙台	名古屋
	横浜
大洗	苫小牧
千葉	堺泉北（泉大津）
	広島
東京	苫小牧
	釧路
	岩国
	松山
	苅田
	博多
	大分
	油津
	那覇新
横浜	三河
	名古屋
名古屋	仙台
	千葉
	横浜
	尼崎西宮芦屋
	水島
	広島
	志布志
大阪	別府
	志布志
	那覇
大阪南	新門司
堺泉北（泉大津）	千葉
	和歌山
	宇野
	三島川之江

仕立地	仕向地
神戸	大分
和歌山	千葉
水島	名古屋
	北九州
岩国	東京
広島	千葉
三島川之江	千葉
	堺泉北（泉大津）
松山	東京
新門司	大阪南
北九州	中津
	泉大津
	神戸
苅田	東京
博多	岩国
	大分
	那覇新
別府	大阪
大分	東京
	神戸
油津	東京
	那覇
志布志	大阪
	那覇
鹿児島	那覇
平良	那覇新
石垣	那覇
那覇	名古屋
	油津
	志布志
	鹿児島
那覇新	東京
	大阪南
	博多
	平良
	石垣